

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目 次

◇ 規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

◇ 告 示

保険医療機関の指定

保険医の登録

農業振興地域整備計画の決定

家畜取引法による市場再編整備地域の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定 (九件)

土地改良事業の認可 (三件)

土地改良法による換地計画の適否の決定 (二件)

保安林の指定の解除 (二件)

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告の要旨

規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十三号

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る昭和五十六年度に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの昭和五十六年度に係る基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (56,454円 \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \} \times 1.001503680$$

(56,454円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 昭和55年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和55年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.040を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和55年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和54年度」のうち「計」欄に係る額に1.679を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和56年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める単位額補正率

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第四條 市町村たばこ消費税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ 8.151円 \times (A \times B) \times 0.13575 \} \times 0.999580424$$

(A×B) に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数(500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。)

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0055 \right) \times 1.0062$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和53年3月1日から昭和54年2月

28日までの間のたばこ売り渡し本数

(電気税の基準税額の算定方法)

第五條 電気税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.998464623$$

算式の符号

A 昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの電気料金（地方税法（昭和25年法律第226号）第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和55年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.3030 \right\} \times 1.0231 \times 1.0480$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和53年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

（ガス税の基準税額の算定方法）

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額となる。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.997725205$$

算式の符号

A 昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までのガス料金（地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス事業者が昭和55年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.1954 \right\} \times 0.9925 \times 0.8584$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和53年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

（木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法）

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十二年、昭和五十三年及び昭和五十四年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
抗木用材及びパルプ用材として使用されるもの	〇・六六八八九
その他のもの	〇・六〇一三〇一

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 0.99158729$$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により、昭和55年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.006 \right) \times 0.993$$

a 前記Aに同じ。

b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和53年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に対して交付すべき昭和五十五年分地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則（昭和五十五年十一月鳥取県規則第五十九号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	六・九七九
五万円を超え十万円以下のもの	四・〇九九
十万円を超え三十万円以下のもの	一・五九八
三十万円を超え四十五万円以下のもの	一・一三九
四十五万円を超え七十万円以下のもの	一・〇四〇
七十万円を超え百万円以下のもの	一・〇二二
百万円を超え百三十万円以下のもの	一・〇〇五
百三十万円を超え二百三十万円以下のもの	一・〇〇二
二百三十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇〇二	一・三〇三	東郷町	一・〇一七	〇・八九六
米子市	一・〇一六	一・二一三	三朝町	一・〇一九	〇・六一四
倉吉市	一・〇〇九	〇・九五五	関金町	一・〇二四	〇・五二九
境港市	〇・九九九	一・〇二八	北条町	一・〇七二	〇・六四九
国府町	一・〇一四	〇・七九八	大栄町	一・〇二五	〇・七二三
岩美町	〇・九八六	〇・七三八	東伯町	一・〇五四	〇・七九六
福部村	〇・九九三	〇・五六九	赤碕町	一・〇五四	〇・七七二
郡家町	〇・九七九	〇・七六六	西伯町	一・〇四四	〇・七二六

船岡町	〇・九七五	〇・七三二	会見町	一・〇三六	〇・七三五
河原町	〇・九八二	〇・六八五	岸本町	一・〇四〇	〇・七三一
八東町	〇・九九二	〇・六九一	日吉津村	一・〇一七	〇・九一六
若桜町	〇・九六八	〇・七〇四	淀江町	一・〇一五	〇・八三〇
用瀬町	一・〇〇二	〇・七三三	大山町	一・〇三九	〇・七〇七
佐治村	一・〇二七	〇・四八四	名和町	一・〇二二	〇・七六五
智頭町	一・〇二五	〇・七六七	中山町	一・〇〇六	〇・七八四
気高町	一・〇一六	〇・七三四	日南町	一・〇三五	〇・六八一
鹿野町	一・〇一六	〇・六三六	日野町	一・〇一九	〇・八二三
青谷町	一・〇三一	〇・六八〇	江府町	一・〇四四	〇・七二三
羽合町	一・〇三三	〇・七三二	溝口町	一・〇二八	〇・七八三
泊村	一・〇三一	〇・六二〇			

告 示

鳥取県告示第千四百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森 医 院	岩美郡国府町大字糸谷 一一一五	昭和五十六年十一月十四日
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	昭和五十六年十一月六日
伊藤歯科医院	鳥取市栄町四〇一 本通ビル三階	昭和五十六年十一月十五日
平林歯科医院	米子市鞆町二丁目二二五	〃
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	昭和五十六年十一月十日
涌谷 医院	西伯郡日吉津村大字日吉津 四三六一一	昭和五十六年十一月二日
木本歯科医院	倉吉市昭和町一七八一	昭和五十六年十一月四日

鳥取県告示第千四百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐々木 滋	鳥医第二、六八四号	昭和五十六年十月九日
皆木 眞一	鳥医第二、六八五号	〃
重松 秀夫	鳥医第二、六八六号	昭和五十六年十月十二日

鳥取県告示第千四百四十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九
 条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十
 二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 その計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え
 置いて縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 名称
 広域整備計画（広域営農団地関連家畜市場整備計画）
- 二 対象地域

米子農業振興地域、境港農業振興地域、西伯農業振興地域、会見農業
 振興地域、岸本農業振興地域、日吉津農業振興地域、淀江農業振興地域、
 大山農業振興地域、名和農業振興地域、中山農業振興地域、日南農業振

興地域、日野農業振興地域、江府農業振興地域及び溝口農業振興地域

鳥取県告示第千四百四十八号

家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に
 基づき、市場再編整備地域を指定するので、同法第二十四条第一項及び第
 二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 市場再編整備地域の名称
 西部家畜市場再編整備地域
- 二 市場再編整備地域として指定する区域
 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域
- 三 市場再編整備の目標
 散在する家畜市場を統合整備し、取引の近代化を図り、地域畜産振興
 に資する。
- 四 新設する地域家畜市場
 - 1 名称 西部家畜市場
 - 2 位置 西伯郡岸本町大字久古
 - 3 家畜取引法第三条の登録を受けるべき者の住所及び名称
 鳥取市末広温泉町七二四
 鳥取県経済農業協同組合連合会

五 廃止する地域家畜市場

(一) 1 名称 西部家畜市場

2 位置 米子市吉岡字熊党

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(二) 1 名称 根雨家畜市場

2 位置 日野郡日野町根雨

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(三) 1 名称 溝口家畜市場

2 位置 日野郡溝口町溝口

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(四) 1 名称 江尾家畜市場

2 位置 日野郡江府町大字江尾

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(五) 1 名称 生山家畜市場

2 位置 日野郡日南町生山

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

六 再編整備の目標を達成するのに要する期間

昭和五十六年十一月二十日から昭和五十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第千四百四十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造		試験結果の概要										備考				
			年月日	粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	消化率	DCP	TDN		ME	その他検査		
神戸市 日本豊産工業株式会社神戸工場	鳥取市秋里下六反物403 株式会社イナキ	①ノーマン印子豚人工乳肥育前期用配合飼料	56.9	23.6	7.4	2.5	4.5	0.90	0.60										
		②ノーマン印子豚人工乳肥育中期用配合飼料	56.9	16.2	3.3	3.4	6.3	1.51	0.56										
		③ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	16.4	3.5	3.0	9.7	2.87	0.55										
		④ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	20.9	5.0	2.2	5.0	0.76	0.58										
		⑤ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	16.4	4.2	2.3	4.6	0.65	0.59										
		⑥ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	15.6	4.0	4.3	4.1	0.54	0.50										
		⑦ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	16.0	3.7	4.6	4.4	0.61	0.52										
		⑧ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	19.1	5.5	2.6	5.2	1.01	0.66										
		⑨ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.9	18.0	5.8	2.7	4.4	0.93	0.60										
		⑩ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.8	9.5			1.6												
		⑪ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.8	13.2	3.9	3.5	5.3	0.75	0.49										
		⑫ノーマン印子豚人工乳肥育後期用配合飼料	56.8	16.4	4.5	2.3	12.3	3.80	0.72										
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取支所	くみあい標準配合飼料	56.9	19.1	5.5	2.6	5.2	1.01	0.66										
		くみあい標準配合飼料	56.9	18.0	5.8	2.7	4.4	0.93	0.60										
		くみあい標準配合飼料	56.8	9.5			1.6												
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社工場	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取支所	くみあい標準配合飼料	56.9	19.0	4.6	1.6	5.1	0.94	0.68										
		くみあい標準配合飼料	56.8	13.2	3.9	3.5	5.3	0.75	0.49										
		くみあい標準配合飼料	56.8	16.4	4.5	2.3	12.3	3.80	0.72										

鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町 2-143 倉谷魚粉製造所	50.0%魚粉									
		①くみあい配合飼料 ニユエーキービー 成鶏用エツグマツシユ17	56.9	14.5	3.4	5.8	6.1	0.87	0.57		
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場	鳥取市古海699 株式会社ケンパ ン	フルニ印配合飼料 種豚用オイクル	56.9	14.6	3.4	4.9	4.5	0.57	0.52		
		フルニ印配合飼料 ベームス	56.9	15.7	4.2	3.2	4.0	0.70	0.53		
		フルニ印配合飼料 クリーク	56.9	18.5	5.1	2.0	4.7	0.78	0.61		
		日清印子豚用配合飼料 子豚ハイペースP	56.8	15.2	5.4	3.8	4.4	0.64	0.53		
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	東伯郡泊村石脇 800-14 中村産業株式会社 社中部分店	日清印若生用配合飼料 ニツシンビーフ育成	56.9	14.6	3.7	5.7	6.6	1.02	0.57		
		日清印子牛用人工乳 ニユエーカープスター	56.9	18.7	5.0	5.1	5.4	0.76	0.58		
		日清印種豚用配合飼料 ニユエーハイリツターS	56.8	15.7	3.6	5.0	5.7	0.94	0.52		

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第千五百五十号

昭和五十六年九月二十四日付けで河原町から申請のあった土地改良（渡一木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十一号

昭和五十六年九月二十四日付けで河原町から申請のあつた土地改良（渡一木地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十二号

昭和五十六年九月二十五日付けで泊村から申請のあつた土地改良（宇谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十三号

昭和五十六年十月一日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（飯盛山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十四号

昭和五十六年十月八日付けで八束町から申請のあつた土地改良（岩淵地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八束町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十五号

昭和五十六年十月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（末鎌地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十六号

昭和五十六年十月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（船越地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十七号

昭和五十六年十月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（金屋谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十八号

昭和五十六年十月三十一日付けで泊村から申請のあつた土地改良(宇谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十九号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(隼地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六百十号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(山路地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六百一十一号

東郷町から申請のあつた町営土地改良(湖西地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六百六十二号

昭和五十六年十月二十日付けで鳥取市から申請のあつた下味野地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六百六十三号

昭和五十六年十月二十一日付けで大山町から申請のあつた向原地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二

条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ出二四九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
庄司健吉後援会	南岡繁夫	庄司昭満	境港市明治町七一	その他の政治団体
藤井績後援会	中山広次	藤井英雄	東伯郡泊村原五七〇	
鳥取西村政経懇話会	金田文夫	林 利夫	鳥取市富安二一四七	

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
新見修東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安一 一四	鳥取市行徳は三 七一
自由民主党米子市義方支部	"	米子市角盤町三 一五八	米子市角盤町三 九四
"	代表者	茅野恒治	都田照正
日本共産党鳥取県委員会	主たる事務所の所在地	鳥取市瓦町二〇 二	鳥取市寺町四二
中嶋知義後援会	会計責任者	沢田幹雄	岸本吉男

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、島田安夫東部後援会から訂正の報告があつたので、昭和五十六年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のとおり訂正する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

その他の政治団体の部島田安夫東部後援会1収入総額中「3,376,733」

を「4,376,733」に改め、同後援会3収入の内訳中 「寄附 1,300,000」

を 「寄附 2,300,000」

を 「個人分 1,000,000」に改め、同後援会5寄附の内訳中 「(団体分 1,300,000)」

「(個人分)

年間100万円以下のもの 1,000,000

年間100万円以下のもの 1,300,000」を

「(団体分)

000
に改める。

000」